



役員給与等を巡る税務

■税理士 宮本 雄司

11

過大役員給与・過大役員退職給与の判例

(1) 事実内容

A社(原告)は昭和60年8月に設立された法人であり、甲は設立時において取締役に就任し、平成6年10月に代表取締役就任し、平成21年6月に代表取締役を辞任しました。甲の妻である乙、甲の長男である丙、甲の二男である丁は、平成15年1月にA社の取締役に就任し、丙は、平成21年6月に代表取締役就任しました。A社は、役員に対し、平成19年2月期から平成22年2月期までの各事業年度に役員給与及び甲に対し役員退職金を支給し、損金経理をして、確定申告をしました。

給与についてですが、役員職務が一般的な法人の範囲を超えているものと認められるものではないため、特別に高額な給与を支給するほどの内容ではないとしています。A社の売上総利益、営業利益、経常利益は減少し、使用人の給与の状況に変化もないのに、役員給与だけが増加していましたが、それに見合う程度の職務内容の増加は認められないとしています。類似法人の売上についての倍半基準(0.5倍から2倍)により4法人を選定し、最高額である2法人の給与を上回っているものであり、2法人は、A社と比較しても、相当に経営成績が良いと評価することができるとしています。

役員給与・退職金の適正額算定で画期的な判決 類似法人の最高額を基礎に判定

ています。したがって、少なくとも、類似法人の役員給与の最高額を上回る金額は、不当に高額な金額であると判断しています。

【役員退職金】次に、役員退職金についてですが、類似法人の役員給与の最高額は、上位2法人と下位2法人との間に大きな乖離があり、平均額も最高額との間に大きな乖離があるとしています。

その職務内容等がその法人に対する代表取締役として相応の貢献があったというべきであり、その職務の内容等が代表取締役として相応のものであるとは言えない特段の事情があるとは認められないため、甲の代表取締役としての役員給与のうち、平均額を超える金額が不当に高額な金額とすることはできないとしています。

類似法人の代表取締役に対する給与の最高額である年額を12カ月で除した金額に、従事期間24年と、功績倍率3倍を乗じた金額を超えない限りは不当に高額な金額であるとはいえないとし、甲に対して支給した役員退職金が、類似法人の最高額を基準にした金額を上回っていないことを示しています。

め、不当に高額な金額があるとはいえないと判断しています。

【役員退職金は納税者側の主張認める】役員給与については、不当に高額な金額があるということになり、税務署側の主張が認められたことになりました。

役員退職金については、不当に高額な金額はないというところになって更正処分を取り消したことになります。納税者側の主張が認められたことになりました。今回の判決について、役員給与・役員退職金どちらも、適正額を算定するに当たり、類似法人の平均額ではなく、最高額を基礎に判定した点については画期的であり、今後どう影響するか注目されることでもあります。

ただし、納税者側が中小企業者である場合には、類似法人の情報入手することとは困難であるため、役員給与・役員退職金を計算する際には、上場会社の情報などを斟酌して算定する必要があります。

なお、この判決の結果、納税者側は控訴していますが、税務署側は控訴はしていません。そして、役員給与について平成29年2月に第2審が行われましたが、今回の判決も不当に高額な金額があるとして、納税者側の敗訴という結果となりました。

次回、平成29年度税制改正の大綱から、役員給与についての改正をみていくこととします。

税務署長は、この役員給与及び役員退職金について、不当に高額な金額があるととし、その不当に高額な金額を損金の額に算入されないものとして、更正処分をしました。

A社は、この処分に対し、不当に高額な金額はないものとして、その取り消しを求めて訴えを提起しました。

(2) 判決

【役員給与】まず、役員

給与についてですが、役員職務が一般的な法人の範囲を超えているものと認められるものではないため、特別に高額な給与を支給するほどの内容ではないとしています。A社の売上総利益、営業利益、経常利益は減少し、使用人の給与の状況に変化もないのに、役員給与だけが増加していましたが、それに見合う程度の職務内容の増加は認められないとしています。類似法人の売上についての倍半基準(0.5倍から2倍)により4法人を選定し、最高額である2法人の給与を上回っているものであり、2法人は、A社と比較しても、相当に経営成績が良いと評価することができるとしています。

不当に高額な金額を判定するに当たり、類似法人を抽出し、その代表取締役及び取締役それぞれのうち最高額の役員給与を抽出した方法は、合理的であると評価することができるとして